

新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程

第1条 新潟地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、新潟労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により新潟労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、新潟労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要であると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、新潟地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第8条 第2条から第5条までの規定は、部会長選出までの間は、「部会長」を「新潟地方最低賃金審議会会長」と読み替えるものとする。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成20年10月14日から施行とする。

附 則

第1条 この規程は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和4年10月20日から施行する。